

第 35 号議案

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第 72 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第 72 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)
第 11 条 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号又	第 11 条 法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号又

は第2号の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第13条から第16条まで、第18条及び第19条に定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（法第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第12条 法第74条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第16条まで、第18条及び第19条に定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（記録の整備）

第15条 第11条及び第12条の規定に基づき基準省令第39条第2項（基準省令第39条の3において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（第105条の3において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、

は第2号の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第13条から第19条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（法第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第12条 法第74条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第19条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

（記録の整備）

第15条 第11条及び第12条の規定に基づき基準省令第39条第2項（基準省令第39条の3において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（第105条の3において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、

第139条の3第2項（第140条の15において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第17条 削除

第139条の2第2項（第140条の15において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第17条 指定居宅サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)</p>	<p>(指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)</p>
<p>第8条 [略]</p>	<p>第8条 [略]</p>
<p>2 法第115条の4第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項第3号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第10号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第115条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p>	<p>2 法第115条の4第2項に規定する条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項第3号に係るものに限る。)は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第10号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第115条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p>
<p>第11条 法第115条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同</p>	<p>第11条 法第115条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同</p>

条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第13条、第14条及び第16条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(法第115条の4第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第12条 法第115条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条、第14条及び第16条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

第15条 削除

条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第13条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(法第115条の4第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第12条 法第115条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条から第18条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第15条 指定介護予防サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を

施しなければならない。

(指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第78条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第13条 法第78条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第15条から第19条まで、第21条及び第22条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第78条の4第3項各号に掲げる</p>	<p>(法第78条の2の2第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第13条 法第78条の2の2第1項第1号又は第2号の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第15条から第22条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。</p> <p>(法第78条の4第3項各号に掲げる</p>

事項以外の事項に関する基準)

第14条 法第78条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第19条まで、第21条及び第22条に定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。

第20条 削除

事項以外の事項に関する基準)

第14条 法第78条の4第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第22条までに定めるもののほか、基準省令第1条第8号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第20条 指定地域密着型サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（法第115条の14第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第11条 法第115条の14第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条、第13条、第15条及び第16条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第6号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第14条 削除</u></p>	<p>（法第115条の14第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第11条 法第115条の14第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条から第16条までに定めるもののほか</u>、基準省令第1条第6号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）</u></p> <p><u>第14条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型介護予防サービス</u></p>

事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第88条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第88条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第11条及び第13条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p>	<p>(法第88条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第88条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第13条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p>

第12条 削除

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第12条 指定介護老人福祉施設の開設者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 神戸市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第97条第4項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第97条第4項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)
第8条 法第97条第1項から第3項ま	第8条 法第97条第1項から第3項ま

での規定に基づき条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準及び基準省令附則第16条に定める基準（機能訓練室に係るものを除く。）に定めるところによる。

第10条 削除

での規定に基づき条例で定める介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第11条までに定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準及び基準省令附則第16条に定める基準（機能訓練室に係るものを除く。）に定めるところによる。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第10条 介護老人保健施設の開設者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 神戸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第10条、第12条及び第13条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第13条までに</u>定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第11条 養護老人ホームの設置者は、</u> <u>事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 養護老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第9条、第11条及び第12条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第10条 削除</u></p>	<p>(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第12条までに定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</u></p> <p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第10条 特別養護老人ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての</u></p>

従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 神戸市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第65条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条及び第12条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>(法第65条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第9条 法第65条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第10条から第12条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第11条 軽費老人ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤</u></p>

務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理者に関する基準)	(管理者に関する基準)
第4条 基準省令第6条（基準省令第7条、第43条の4及び第128条において準用する場合を含む。）、第51条（基準省令第80条、第93条の5、第116条、第125条の4、第157条、 <u>第162条の5</u> 、	第4条 基準省令第6条（基準省令第7条、第43条の4及び第128条において準用する場合を含む。）、第51条（基準省令第80条、第93条の5、第116条、第125条の4、第157条、 <u>第162条の4</u> 、

第167条、第171条の4、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)及び第209条(基準省令第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 前条の規定に基づき基準省令第9条第1項(基準省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)及び第213条の17第1項の規定を適用する場合においては、基準省令第9条第1項及び第213条の17第1項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容(当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。)」とする。

(法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事

第167条、第171条の4、第177条、第187条、第199条、第206条の4及び第206条の15において準用する場合を含む。)及び第209条(基準省令第213条の5及び第213条の15において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 前条の規定に基づき基準省令第9条第1項(基準省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条並びに第213条の11において準用する場合を含む。)及び第213条の17第1項の規定を適用する場合においては、基準省令第9条第1項及び第213条の17第1項中「勤務体制」とあるのは、「勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容(当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。)」とする。

(法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事

項に関する基準)

第9条 法第41条の2第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第11条から第13条までに定めるもののほか、基準省令第1条第13号に定める基準に定めるところによる。

第10条 削除

（基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第14条 [略]

2 第2条、第4条、第7条、第11条及び第12条の規定は、基準該当障害福祉サービスについて準用する。

項に関する基準)

第9条 法第41条の2第1項又は第43条第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準（法第41条の2第2項各号及び第43条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第13条までに定めるもののほか、基準省令第1条第13号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施）

第10条 指定障害福祉サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第14条 [略]

2 第2条、第4条、第7条及び第10条から第12条までの規定は、基準該当障害福祉サービスについて準用す

る。

(指定障害者支援施設の指定の基準等並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 神戸市指定障害者支援施設の指定の基準等並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第44条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第44条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第10条及び第11条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>(法第44条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第8条 法第44条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第11条</u>までに定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第9条 指定障害者支援施設の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての</u></p>

	<u>勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u>
	2 <u>指定障害者支援施設の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u>

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 神戸市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)
第8条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、 <u>第10条</u> に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める	第8条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、 <u>次条及び第10条</u> に定めるもののほか、基準省令第1条第5号

基準に定めるところによる。

第9条 削除

に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)

第9条 障害福祉サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第13条 神戸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第84条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)	(法第84条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

<p>第7条 法第84条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>第9条及び第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p>	<p>第7条 法第84条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条から第10条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施）</u></p>
<p><u>第8条 削除</u></p>	<p><u>第8条 障害者支援施設の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 神戸市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第6条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第2号を除く。)に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第8条及び第9条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第7条 削除</u></p>	<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第6条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号(第2号を除く。)に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第9条まで</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第7条 地域活動支援センターの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 地域活動支援センターの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p>

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第15条 神戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>第9条及び第10条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第8条 削除</u></p>	<p>(法第80条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第80条第1項に規定する条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第10条</u>までに定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>(人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施)</u></p> <p><u>第8条 福祉ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 福祉ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修を実施しなけれ</u></p>

ばならない。

(指定障害児通所支援事業者の指定の基準等並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第16条 神戸市指定障害児通所支援事業者の指定の基準等並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第21条の5の15第3項第1号</u> （法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定障害児通所支援事業者の指定の基準等を定め、法第21条の5の17第1項並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、及び法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づき基準該	(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第21条の5の15第2項第1号</u> （法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定障害児通所支援事業者の指定の基準等を定め、法第21条の5の17第1項並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め、及び法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づき基準該

当通所支援に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定の基準等に係る条例で定める者)

第2条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第7条(基準省令第54条の5、第67条、第71条の2、第71条の9及び第74条において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第9条 法第21条の5の17第1項又は第21条の5の19第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる

当通所支援に関する基準を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者の指定の基準等に係る条例で定める者)

第2条 法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第7条(基準省令第54条の5、第57条、第67条、第71条の2、第71条の9及び第74条において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第9条 法第21条の5の17第1項又は第21条の5の19第1項若しくは第2項の規定に基づき条例で定める基準(法第21条の5の17第2項各号及び第21条の5の19第3項各号に掲げる

事項以外の事項に係るものに限る。) は、第11条及び第12条に定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

第10条 削除

(基準該当通所支援に関する基準)

第13条 [略]

2 第2条、第4条、第7条、第11条及び第12条の規定は、基準該当通所支援について準用する。

事項以外の事項に係るものに限る。) は、次条から第12条までに定めるもののほか、基準省令第1条第12号に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施)

第10条 指定障害児通所支援事業者

は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、少

なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(基準該当通所支援に関する基準)

第13条 [略]

2 第2条、第4条、第7条及び第10条から第12条までの規定は、基準該当通所支援について準用する。

(指定障害児入所施設等の指定の基準等並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 神戸市指定障害児入所施設等の指定の基準等並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。） において準用する法<u>第21条の5の15第3項第1号</u>の規定に基づき指定障害児入所施設等の指定の基準等を定め、及び法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（指定障害児入所施設等の指定の基準等に係る条例で定める者）</p> <p>第2条 法<u>第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法<u>第21条の5の15第3項第1号</u>に規定する条例で定める者は、法人とする。</p> <p style="text-align: center;">（法第24条の12第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。） において準用する法<u>第21条の5の15第2項第1号</u>の規定に基づき指定障害児入所施設等の指定の基準等を定め、及び法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（指定障害児入所施設等の指定の基準等に係る条例で定める者）</p> <p>第2条 法<u>第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法<u>第21条の5の15第2項第1号</u>に規定する条例で定める者は、法人とする。</p> <p style="text-align: center;">（法第24条の12第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p>

第 8 条 法第 24 条の 12 第 2 項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（同条第 3 項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、第 10 条に定めるもののほか、基準省令第 1 条第 4 号に定める基準に定めるところによる。

第 9 条 削除

第 8 条 法第 24 条の 12 第 2 項に規定する条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準（同条第 3 項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条及び第 10 条に定めるもののほか、基準省令第 1 条第 4 号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施）

第 9 条 指定障害児入所施設等の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定障害児入所施設等の設置者は、少なくとも 1 年に 1 回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（福祉型障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 18 条 神戸市福祉型障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 <u>及び児童発達支援センター</u>(以下「福祉型障害児入所施設等」という。))に限る。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(福祉型障害児入所施設の長等に関する基準)</p> <p>第3条 福祉型障害児入所施設の長、医療型障害児入所施設の長 <u>及び児童発達支援センターの長</u>は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。)であってはならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定等に基づき、児童福祉施設(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、<u>福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター</u>(以下「福祉型障害児入所施設等」という。))に限る。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(福祉型障害児入所施設の長等に関する基準)</p> <p>第3条 福祉型障害児入所施設の長、医療型障害児入所施設の長、<u>福祉型児童発達支援センターの長</u>及び医療型児童発達支援センターの長は、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第9条において同じ。)であってはならな</p>

(福祉型障害児入所施設等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 福祉型障害児入所施設等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、第8条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(福祉型障害児入所施設等に係るものに限る。)に定めるところによる。

第7条 削除

い。

(福祉型障害児入所施設等に係る法第45条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第6条 福祉型障害児入所施設等について法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準(同条第2項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、次条及び第8条に規定するもののほか、基準省令第1条第1項第4号に定める基準(福祉型障害児入所施設等に係るものに限る。)に定めるところによる。

(人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修の実施)

第7条 福祉型障害児入所施設等の設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設等の設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての職員を対象として、人権の擁護及び障害児虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第19条 神戸市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の

事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年3月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（第81条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第7条 法第81条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条、第10条及び第11条</u>に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>（第81条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準）</p> <p>第7条 法第81条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、<u>次条から第11条までに定めるもののほか</u>、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。</p> <p><u>（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）</u></p> <p><u>第9条 指定居宅介護支援事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、少な</u></p>

くとも1年に1回以上、全ての従業員を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第20条 神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年3月条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(法第115条の24第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第115条の24第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条、第10条及び第11条</u></p>	<p>(法第115条の24第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準)</p> <p>第7条 法第115条の24第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準(同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。)は、<u>次条から第11条までに定</u></p>

に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。

第9条 削除

めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第9条 指定介護予防支援事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第21条 神戸市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第111条第4項各号に掲げる事	(法第111条第4項各号に掲げる事

項以外の事項に関する基準)

第8条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準に定めるところによる。

第10条 削除

項以外の事項に関する基準)

第8条 法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める介護医療院の設備及び運営に関する基準（同条第4項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第11条までに定めるもののほか、基準省令第1条第2項第3号に定める基準に定めるところによる。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施）

第10条 介護医療院の開設者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の廃止）

第22条 神戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。